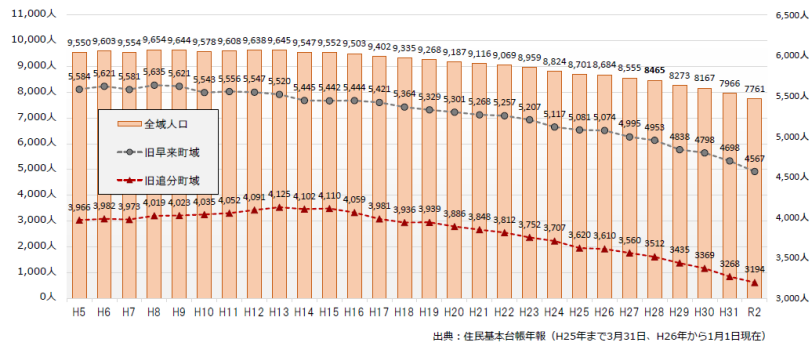


# 安平町国民保護計画の変更に係る新旧対照表

令和2年度

区分	新	旧	備考																																							
①          修正    7・8 ページ	<p>第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <table border="1" data-bbox="353 722 1014 810"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月平均気温(°C)</td> <td>-7.0</td> <td>-6.3</td> <td>-1.4</td> <td>5.1</td> <td>10.5</td> <td>14.7</td> <td>18.5</td> <td>20.4</td> <td>16.2</td> <td>9.7</td> <td>3.1</td> <td>-3.7</td> </tr> <tr> <td>月降水量(mm)</td> <td>59.0</td> <td>45.9</td> <td>59.0</td> <td>76.4</td> <td>93.7</td> <td>69.1</td> <td>125.3</td> <td>174.6</td> <td>135.4</td> <td>97.9</td> <td>85.1</td> <td>72.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>町の気候は北部は内陸性気候区に、南西部は太平洋西部気候区に属している。夏期は温暖な気候で、冬期は-20°Cを記録するなど寒暖の差が激しいが、年間平均気温は北海道平均と比較すると温暖である。なお、南西部の低湿地帯では春から夏にかけて濃霧の発生がみられる。年間降水量は <b>1093.5 mm</b> で、降水は夏期と晩秋から初冬に集中しており、冬期の<b>最深積雪はおよそ 70cm</b> 程度と、北海道の中では降水量、<b>降雪量</b>ともに比較的少ない地域に属する。</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>平成 27 年国勢調査による町の人口は <b>8,148</b> 人で、<b>過去 10 年間で約 1,000 人</b>の減少となっている。地域別にみると、早来地域では <b>4,737</b> 人、追分地域は <b>3,411</b> 人となっている。</p>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均気温(°C)	-7.0	-6.3	-1.4	5.1	10.5	14.7	18.5	20.4	16.2	9.7	3.1	-3.7	月降水量(mm)	59.0	45.9	59.0	76.4	93.7	69.1	125.3	174.6	135.4	97.9	85.1	72.2	<p>第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>町の気候は北部は内陸性気候区に、南西部は太平洋西部気候区に属している。夏期は温暖な気候で、冬期は-20°Cを記録するなど寒暖の差が激しいが、年間平均気温は北海道平均と比較すると温暖である。なお、南西部の低湿地帯では春から夏にかけて濃霧の発生がみられる。年間降水量は <b>884 mm</b> で、降水は夏期と晩秋から初冬に集中しており、冬期の<b>積雪量は 30～50cm</b> 程度と、北海道の中では降水量、<b>積雪量</b>ともに比較的少ない地域に属する。</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>国勢調査による町の人口は <b>9,438</b> 人で、<b>25 年前の昭和 50 年と比較すると 2,195 人</b>の減少となっている。地域別にみると、早来地域では <b>5,407</b> 人、追分地域は <b>4,031</b> 人となっ</p>	<p>最新の数値に修正</p> <p>地域防災計画と整合</p>
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																														
月平均気温(°C)	-7.0	-6.3	-1.4	5.1	10.5	14.7	18.5	20.4	16.2	9.7	3.1	-3.7																														
月降水量(mm)	59.0	45.9	59.0	76.4	93.7	69.1	125.3	174.6	135.4	97.9	85.1	72.2																														

また、平成 28 (2016) 年 3 月末の高齢化率が 34.8%と、全道平均より高い率となっている。



ている。

また、地域の世帯数の動向をみると、昭和 50 年の 3,387 世帯から平成 12 年には 3,829 世帯へと増加しているものの、1 世帯当たり人員は 3.43 人から 2.46 人へと減少しており、少子化・核家族化が進んでいる。

②

修正  
11 ページ

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等

第 1 町における組織・体制の整備

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)
町 長	副町長	教育長	総務課長
副町長	教育長	総務課長	政策推進課長
町対策本部員	当該課直近下位の者	同左	同左

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等

第 1 町における組織・体制の整備

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)
町対策本部長	副町長 <del>(早来庁舎)</del>	副町長 (追分庁舎)	総務課長
町対策副本部長	副町長 (追分庁舎)	総務課長	企画財政課長
町対策本部員	当該課直近下位の者	同左	同左

町機構改革の反映

モデル計画との整合

対策本部組織との整合

<p>③</p>	<p>修正 削除 19 ページ</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><u>2 警報等の伝達に必要な準備</u></p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>町は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築（充実）に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備（充実）を図る。更に緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><u>2 警報等の伝達に必要な準備</u></p> <p><del>(2) 防災行政無線の整備</del></p> <p><del>町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実に努める。</del></p> <p><del>※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】</del></p> <p><del>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用が開始され、今後整備を図る段階となっている。</del></p>	<p>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追記</p>
----------	-----------------------------	---	---	--

④	修正 19 ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><u>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<b>原則として</b>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の<b>安否情報収集様式</b>により収集し、<b>安否情報システムを用いて</b>道に報告する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><u>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により<b>収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式</b>により、道に報告する。</p>	平成30年 2月7日 (事務連絡)
⑤	追加 22 ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p><u>2 訓練</u></p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練の実施に努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携による、<b>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</b></p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p><u>2 訓練</u></p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練の実施に努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携を図る。</p>	

⑥	修正 24 ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>※【町村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>○避難行動要支援者名簿</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>○災害時要援護者の避難支援プラン</p>	文言整理
⑦	修正 25 ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【災害時要援護者の避難支援プランについて】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。</p> <p>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行え</p>	文言整理 ※3篇以降も同じ

		<p>所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>	<p>るよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	
⑧	追加 27ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><u>5 避難施設の指定への協力</u></p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、<b>施設の収容人数、構造、保有設備等</b>の必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><u>5 避難施設の指定への協力</u></p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	基本指針の変更
⑨	修正 27ページ	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><u>6 生活関連等施設の把握等</u></p> <p>生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局</p> <p>第28条5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） <b>原子力規制委員会</b></p> <p>6号 核原料物質 <b>原子力規制委員会</b></p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） <b>原子力規制委員会</b></p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><u>6 生活関連等施設の把握等</u></p> <p>生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局</p> <p>第28条5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） <b>文部科学省</b></p> <p><b>経済産業省</b></p> <p>6号 核原料物質 <b>文部科学省</b></p> <p><b>経済産業省</b></p>	



		第28条8号 毒劇薬 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	7号 放射性同位元素 (汚染物質を含む。) 文部科学省 第28条8号 毒劇薬 (薬事法)	
⑩	修正 45 ページ	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市 (町村) 長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p>	
⑪	修正 追加 54 ページ	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体 (国又は国に準じる者) の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市 (町村) は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体 (国又は国に準じる者) の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わ</p>	H30.6 基本 指針の変更



		<p>動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があります。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>ってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があります。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	
⑫	修正 58 ページ	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> <b>第5章 救援</b> <b>3 救援の内容</b> (1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<b>内閣総理大臣</b>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> <b>第5章 救援</b> <b>3 救援の内容</b> (1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<b>厚生労働大臣</b>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	H29.8.3 救護事務の 移管
⑬	新設 75 ページ	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> <b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> <b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b> <b>1 NBC攻撃による災害への対処</b> (4) 汚染原因に応じた対応 ① 核攻撃等の場合 ・町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</p>	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> <b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> <b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b> <b>1 NBC攻撃による災害への対処</b> (4) 汚染原因に応じた対応 ① 核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</p>	H26.11 基本計画の変更  H12.12

		<ul style="list-style-type: none"> <li>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</li> <li>町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。</li> <li>町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。</li> </ul>	<p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p>	防災基本計画（原子力災害対策編）の修正
⑭	修正 79 ページ	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	基本指針の変更
⑮	修正 随所	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 随所</p> <p>遺体</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 随所</p> <p>死体</p>	文言訂正

⑯	資料 編	資料1 関係機関の連絡先 <b>関係機関の名称修正</b>	
		資料2 町の各課(局)における平素の業務 <b>課名修正</b>	町機構改革の反映
		資料3 安平町国民保護対策本部組織図 <b>全部修正</b> 町対策本部長の補佐機能の編成表追加	モデル計画との整合

	資料4 町の各課（局）における武力攻撃事態における業務 表題修正  表全部修正	モデル計画 との整合  町機構改革 の反映
--	--	-----------------------------------